

## 刑事訴訟法

### 第1 ①の適法性について

1 ①は、A方居室を対象とした令状で甲の携帯物を捜索している。このように、場所を対象とした令状で、その場に居合わせた者の携帯物の捜索ができるか。

(1) この点について、捜索場所に居住する者及びこれに準ずる者の携帯物については、実質的にみて令状審査が及んでいるといえる。

そこで、このような者の携帯物についての捜索は認められると解する。

(2) 甲は、Aの妻であり、A方居室に居住している。よって、令状審査が及んでおり、捜索は認められるとも思える。

2 しかし、Pは、甲の承諾なくキャリーケースを開けて捜索している。かかる捜索は、「必要な処分」(222条1項、111条1項)として許容されるか。

(1) この点について、適正手続(憲法31条)の見地から、捜索差押えの実効性確保のために必要であり、かつ、社会通念上相当な行為であれば、「必要な処分」として認められると解する。

(2) これを本件についてみるに、Pは、甲に対し、再三にわたりキャリーケースを開けて中を見せるように求めているが、甲はこれに応じなかった。また、甲は、コートを着用し、靴をはいてキャリーケースを所持していたため、外出し、目的物を隠匿するおそれがあった。よって、①について必要性は認められる。

また、上記甲の態度に対し、Pはやむをえず承諾なくしてキャリーケースを開けたのであり、破壊などもしていない。よって、捜索のための必要最小限度の行為といえ、相当性も認められる。

(3) したがって、①は「必要な処分」として許容される。

3 以上より、①は適法である。

### 第2 ②について

1 ①と同様に、乙もA方居室に居住しているから、乙の携帯物にも実質的にみて令状審査は及んでいるといえる。

2 もっとも、乙は捜索の当初不在であり、捜索中に帰宅したところ、それでも乙の携帯物を捜索できるか、捜索の開始時にその場所になかったものを捜索できるかが問題となる。

(1) この点について、令状の捜索対象はA方居室であり、A室内の物については令状審査が及んでいる。

また、令状の有効期間内はその場所を捜索できることが認められているといえる(刑事訴訟規則300条)。

また、判例も捜索中に運び込まれた宅配物について捜索を認めている。

そこで、捜索中に運び込まれた宅配物についても捜索できるものと解する。

(2) よって、②は適法とも思える。

3 しかし、②はPらが乙を羽交い絞めにする等の有形力を行使している。かかる捜索の際の有形力行使は認められるか。

(1) この点について、捜索の際に通常抵抗が予想されるため、捜索の実効性確保のため、有形力行使は必要である。

もっとも、有形力を行使する以上、人権侵害のおそれがある。

そこで、捜索差押えの実効性確保のために必要かつ相当な行為については、「必要な処分」として許容されるものと解する。

(2) ア これを本件についてみるに、乙はボストンバッグを手放さず、しかもPが再三にわたりボストンバッグを開けて中を見せるように求めたにも関わらずこれを拒んでいる。

また、A方から覚せい剤などが発見済みであり、また甲のケースからも覚せい剤などが発見されている。よって、乙のバッグにも覚せい剤等が存在する可能性が高いといえ、これを確認する必要性がある。

イ また、たしかに乙はボストンバッグを抱きかかえて拒否しているため、このままではボストンバッグの中身を確認できず、目的を達することができない。そして、ボストンバッグの中身を確認するため、やむを得ず乙を羽交い絞めにして、バッグを取り上げたものである。

しかし、乙を羽交い絞めにする行為はあまりに強制的であり、乙の意思は完全に制圧されているから、相当性は認められない。

(3) したがって、②は「必要な処分」として許容されず、違法である。

以上